

第四章 社員構成概要

一 社員数の概要

先ず昭和三十六年一月末の本店・工場別の職員・工員数を表示しよう。

店 名	人 員
本 店	848
名古屋支店	133
大阪支店	138
京都支店	87
神戸支店	82
岡山出張所	33
福岡支店	109
仙台支店	102
札幌支店	93
計	1625
日暮里工場	54
青戸工場	13
計	67
合 計	1,692

なお、金沢出張所は名古屋支店に、梅田・広島両出張所は大阪支店に、姫路出張所は神戸支店に、長崎出張所は福岡支店に各々含まれている。昭和三十二年新設のニューヨーク出張所と丸の内出張所は本店に含まれている。日暮里・青戸の両工場は、

日暮里三六名、青戸一三名の工員を含んだ数字である。

この五年間、大体年間七％の割合で従業員数は増加した。

次に、男女職員数の比率は、男一に対し女〇・五強で、平均年齢は、男子三十歳、女子二十五歳、勤続年数男子八・九年、女子は五・六年と、女子の勤続年数が伸びている。

1454

昭和三十一年以後において、既述のように経済は伸張の一路を辿り、従つて物価も安定せず、国民の生活費はつねに上昇、当社も、これらの事実に鑑みて、毎年初任給を更改しつづけた。

単位円（）内女子

前述したように、年齢・勤続・職能による基本給の体系化が完了した昭和三十二年三月の定期昇給期に、従来の給与体系である基本給、物価手当、恒産手当を併合して基本給一本とした。

賞与については、昭和三十一年七月の支給から、組合からの要望をも考慮して、これを七月・十二月の年二回の

支給にして、従来の臨時手当を廃止した。

(二) 退職金の改定

昭和三十二年七月一日より退職慰労金の算定基準を退職時の基本給として支給率を勤続年数に基いて次のように定めた。

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
22	12.3	1	0.3
23	13.2	2	0.6
24	14.1	3	0.9
25	15.0	4	1.2
26	16.2	5	1.2
27	17.4	6	1.95
28	18.6	7	2.4
29	19.8	8	2.85
30	21.0	9	3.3
31	22.5	10	3.75
32	24.0	11	4.35
33	25.5	12	4.95
34	27.0	13	5.55
35	28.5	14	6.15
36	28.8	15	6.75
37	29.1	16	7.5
38	29.4	17	8.25
39	29.7	18	9.0
40	30.0	19	9.75
以上	同率	20	10.5
		21	11.4

更に従業員組合との間に、昭和三十三年七月一日「退職慰労金規定」を締結し、職員の退職金支給率を次の如く定めた。

左表のように、入社後満八年までは支給率をやや低く、九年以上二十五年までは一年につき一カ月分ずつ加算し、二十六年から三十五年までは支給率も最も高く各一年につき一・五カ月分にあたり、その後は支給の倍率は〇・六に留めた。

勤続 年数	支給率	勤続 年数	支給率
22	17.0	1	0.3
23	18.0	2	0.6
24	19.0	3	1.0
25	20.0	4	1.5
26	21.5	5	2.0
27	23.0	6	2.5
28	24.5	7	3.0
29	26.0	8	3.5
30	27.5	9	4.0
31	29.0	10	5.0
32	30.5	11	6.0
33	32.0	12	7.0
34	33.5	13	8.0
35	35.0	14	9.0
36	35.6	15	10.0
37	36.2	16	11.0
38	36.8	17	12.0
39	37.4	18	13.0
40	38.0	19	14.0
以上	同率	20	15.0
		21	16.0